

ドイツの音楽科教育における学習指導要領と 学校カリキュラムの関連性

— バーデン・ヴュルテンベルク州ギムナジウムを例に —

伊藤 真

(2010年10月7日受理)

Relation between Federal State Curricula and School Curricula in German Music Education
— A case study of gymnasium in Baden-Württemberg —

Shin Ito

Abstract: The aim of this study is to clear relation and difference between school music curricula published at federal state level and each school level. In Germany several federal states have revised school curricula based on competence model since national education-standards (Bildungsstandards) were announced. Each of the schools has an obligation to follow the federal state curricula to give lessons. However, each of the schools usually prepares and draws up original school curricula to realize music lessons. This study deals with secondary education (Gymnasium) in federal state Baden-Württemberg as an object. As the results of comparison with federal state music curricula, the characteristics of school curricula in Baden-Württemberg are pointed out; (1) the core of scholastic ability which students must acquire by graduating school is rewritten in detail and this helps school display originality; (2) some themes are set and stressed in each grade; (3) it is considered that standards are distributed appropriately between consecutive grades; (4) original standards which are not fixed in federal state curricula are added.

Key words: curricula, school music education, standards, Germany, competence

キーワード：カリキュラム、音楽科教育、スタンダード、ドイツ、コンピテンシー

1. はじめに

PISA ショックに端を発する2000年以降の教育改革において、ドイツはこれまでの教授内容提示型のカリキュラム（インプット志向）から到達目標提示型のカリキュラム（アウトカム志向）へと教育の方向性を変化させている。主要教科については国家的な教育スタンダードを作成し¹⁾、これに基づく教育を行い、生徒の学習到達度の評価を実施している²⁾。ここで重要なのは、しばしば PISA 型学力と表現され、生徒の行動や状況の文脈に応じてフレキシブルに活用可能な知識や能力であるコンピテンシー（Kompetenz）である。

もちろん、このような概念は突如現れたわけではなく、総合的学習や教科横断型学習にみるメルテンスの鍵的資質（Schlüsselqualifikation）やクラフキの鍵的問題（Schlüsselproblem）等の流れがある³⁾。

2002年以降、国家的な教育スタンダードの決議・作成が行われる間に、州レベルで音楽科の新たなカリキュラム（学習指導要領）が作成された。それらの特徴は、インプット志向の内容を脱し、生徒が特定の時期までに獲得すべきコンピテンシーを記述しようとしていることである。国家的なスタンダードがない音楽科は州レベルで新たな学習指導要領に基づく音楽の授業が一部実現されている。例えば、バーデン・ヴュル

テンベルク州の Bildungsplan 2004⁴⁾ や、ベルリン州、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州が共同で公表した Rahmenlehrplan⁵⁾ が挙げられる。しかし、音楽教育学における教育スタンダードに関する議論は現在も続いており、質の高い授業を提供するためにスタンダード構想を集中的に議論すべきである (Bähr 2004, S.56) という肯定的見解もあるものの、アウトカム志向が音楽科教育に適していない (Urban 2004, S.62) という否定的見解や、現在実現されている多くの授業は教科教授法を通じた体系的な関連を欠いている (Knigge & Lehmann-Wermser 2008, S.60f) といった指摘も見受けられる。確かに、教育スタンダード議論の初期には、国家的な教育スタンダードの強制によって、地域や学校間格差から生じる教育の機会不均等が拡大される懸念が示された (Grohé 2004, S.63)。しかし、連邦レベルが説明する教育スタンダードとは、規定する学力基準は中核的なものに限定され、各学校の特色が発揮できる余地を確保しているものである (原田 2008, p.88)。最終的には、教育スタンダードを基礎として「学校カリキュラム」が作成され、授業の実施に至る。

本稿の目的は、コンピテンシー・モデルを踏襲した州レベルの新たな学習指導要領が学校カリキュラムにどのように反映 (維持) され、またどのように学校独自の視点が盛り込まれるのか (変容) について、バーデン・ヴュルテンベルク州 (以下、BW 州と表記) のギムナジウムを事例として明らかにすることである。

2. 音楽科におけるコンピテンシー

(1) コンピテンシーのカテゴリー

理論と実技の双方を、また学問的内容と芸術的内容を包含する音楽科教育は、学力という言葉がなじみにくい面がある。しかし、音楽が学校教育における教科の1つとして位置づけられていることや、他教科と同様に学校卒業後の日常生活および職業生活に密接に関わる諸能力を育成するスタンスを現に有していること、あるいはさらに有す必要があることなどから、我々の生活世界に必要とされる「包括的な諸能力」⁶⁾ を音楽科教育においても学力という視点でとらえ、それらをコンピテンシーとして明示し、強化・育成することは重要である。

現在、多くの州の学習指導要領ではコンピテンシーを4つのカテゴリーでとらえている。すなわち、事実 (専門) 的コンピテンシー、方法論的コンピテンシー、社会的コンピテンシー、自己コンピテンシーである。我々が音楽の授業でまず注目するのは事実 (専門) 的

コンピテンシーである。これは、音楽の多様な形態や表現様式を経験・理解したり、演奏に関する実践的技能や音楽の専門概念の理解を発展させ、活用したりする能力を指す。また、方法論的コンピテンシーも同様に音楽の授業に直結したものととして理解しやすい。これは、音楽の創造・受容・省察の方法、音楽を習得する一連の方法、音楽の判断・評価の方法などのように、学習プロセスを意識的に形成する能力を指す。音楽の授業において獲得がめざされる能力は実はこの2つの能力だけではない。グループ活動におけるコンフリクトの対処や、音楽的にコミュニケーションを図る能力など、他者との関わりの多い音楽科の特性から必然的に社会的コンピテンシーの獲得が比較的大きな割合を占める。また、自ら積極的に音楽を形成し、音楽と関わろうとする意欲・態度を育成したり、自らのアイデンティティ形成の1つとして音楽表現を発展させたりする能力など、自己の態度、価値意識、動機付けなどを中心とした自己コンピテンシーの獲得は、とりわけ生涯学習の視点から重要視されるものといえる (伊藤 2007, pp.30-34)。

(2) BW 州における音楽のコンピテンシー

BW 州ギムナジウムの音楽科学習指導要領では、音楽に関わるコンピテンシーを次の4点に集約している。すなわち、①音楽を形成する能力、②さまざまな目的のために音楽を適切に扱う能力、③音楽の意味内容、意図、形式的構造を理解する能力、および、④音楽を意味のある大きなまとまりの中で整理する能力、である (Baden-Württemberg 2004, S.270)。

これらのコンピテンシーを獲得するために、音楽の取り扱いをコンピテンシー領域として3つに整理し、示している。すなわち、領域Ⅰ「音楽を形成する」、領域Ⅱ「音楽を聴取し、理解する」、領域Ⅲ「音楽を省察する」である。

領域Ⅰ「音楽を形成する」では、演奏と音楽の形成を通じた基礎的な音楽経験を重視している。自らの行動を通して技能や知識、概念などを獲得することがめざされる。また、グループによる演奏や即興活動は、チーム能力や創造性を支援するものとなる。音楽の授業の重要な目的は、歌唱、器楽、あるいは動くことなどの直接的な音楽経験によって、音楽への喜びを喚起し、生徒の音楽的能力を開発し、可能な限り支援することである。

領域Ⅱ「音楽を聴取し、理解する」では、音楽経験の基礎として音楽を意識的に知覚することと理解しながら聴取することを行う。このような音楽作品の意識的聴取と、これを通じた音楽の把握・理解には集中力を必要とする。また、音楽をイメージする能力や聴取

したものを記憶する能力を支援する。生徒は、音楽作品の全体像を簡単に把握した上で複雑な音楽の流れを把握し、音楽の構成要素が具体的にどのように表現に用いられているか、音楽の表現と作用について説明を行う。最終的には、鳴り響く音楽を表現や意図という点、および形式的構造という点で理解する。さらに、音楽作品の意味と意図を把握・理解し、音楽を媒介としたコミュニケーションを図るために、記譜法や楽譜を扱う能力や音楽理論、楽式論などの音楽を形成する手段の知識が必要不可欠である。

領域Ⅲ「音楽を省察する」では、自らの生活における音楽の意味や自分の属する文化と他の文化における音楽の意味を省察する。音楽に関する理解は、歴史的コンテクスト、文化的コンテクスト、社会的コンテクストの中で深められる。生徒はさまざまな音楽のジャンルや様式に取り組むことによって、音楽の多様な利用法を知り、音楽を評価する基準を自ら構築し、活用することがめざされる。この領域の背景には、音楽は単に鳴り響くだけのものではなく、異なるコンテクストや視野において考察されうるものという考えが存在している。音楽はそれぞれに合った方法で何かを伝えている。だからこそ、我々音楽の受け手は主観的な精神状態に没入し、世界を眺める視点を生み出すことができる。

3. 学習指導要領の内容

BW 州ギムナジウムの音楽科学習指導要領は、先述

した3つのコンピテンシー領域によって生徒が獲得すべき知識や能力が2学年ごとの区切りで示されている。ここでは各領域の内容を縦断的に概観する。

領域Ⅰ（音楽を形成する）の主な内容は、演奏技能の獲得と発展、動きなどの他領域への転換、プロジェクトの形成、の3点に集約できる（表1）。演奏技能には声と楽器が含まれるが、低学年では声や言葉を使ったリズム作品（Sprechstück）を扱ったり、基礎技能として正確な音高やリズムなどの表現能力の育成を図ったり、2声部の歌を扱ったりするなど、年齢に応じた配慮が見受けられる。器楽も同様に、簡単なリズムや短いフレーズの演奏を通して楽器操作の習熟を図っている。中学年、高学年になると、前学年で獲得した能力・技能をさらに深めるようになっている。また、中学年では変声期の自分の声を適切に扱うことも内容に含まれている。この領域では学年が上がるにしたがってプロジェクト活動を計画・実行することが要求されている。

領域Ⅱ（音楽を聴取し、理解する）の主な内容は、記譜法や楽譜に関する知識・技能の獲得、音楽記号の理解と利用、音楽の形成に関する知識の獲得、そして意識的（集中的）聴取、音楽の説明と理解である（表2）。扱う音符が低学年では全音符から8分音符までであるが、中学年では16分音符まで広げられている。また、中学年では新たに3連符とシンコペーションが扱われ、リズムの幅も広がる。扱われる音域の最低音は低学年ではC3であるが、中学年になると1オクターブ低くなりC2までに拡大される。音階に関しては、

表1 領域Ⅰ（音楽を形成する）の内容

第6学年まで	第8学年まで	第10学年まで
<ul style="list-style-type: none"> ○自分の声を扱う基礎的能力を獲得している <ul style="list-style-type: none"> ・声を使った作品の演奏（朗読） ・正しい音高、リズム、適切な表現による伝統的な歌と流行の歌 ・さまざまなジャンル、様式、文化の歌の暗譜歌唱 ・簡単な2パートの歌 ○器楽演奏の基礎的能力を獲得している <ul style="list-style-type: none"> ・簡単なリズムとフレーズの演奏 ・簡単な器楽合奏 ・楽器の奏法、音の特徴、記譜法 ・音楽の構成要素と形式の原理 ・図形楽譜、音の即興 ○音楽を動きで表現する基礎的能力を獲得している <ul style="list-style-type: none"> ・拍を動きに転換 ・簡単な動きの流れ ○音楽を他の表現領域（または音楽を伴う他の表現領域）で表現することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○声楽や器楽演奏の能力を確かなものにしていく <ul style="list-style-type: none"> ・変声期の声の扱い ・さまざまなジャンル、様式、文化の歌 ・歌の打楽器伴奏 ・クラス合奏 ・即興、図形楽譜 音楽を動きで表現する能力をさらに獲得している <ul style="list-style-type: none"> ・音楽から動きの流れを発展させ、演じることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでに獲得した音楽の能力と技能を深めている <ul style="list-style-type: none"> ・クラス合奏 ・さまざまなジャンル、様式、文化の歌 ・簡単な旋律や歌の伴奏
	○小プロジェクトを形成できる	○自立的に小プロジェクトを形成する

(Baden-Württemberg 2004, S.273-278を基に筆者作成)

低学年で長調と短調，中学年でペンタトニックとブルース音階，高学年で半音階と全音階が扱われる。低学年では実践活動で用いられる教材にはもちろんペンタトニックのものも含まれると考えられるが，この領域Ⅱでは音楽の理論的内容を学習するため，鍵盤楽器を用いて長調と短調の仕組みを理解することをめざしていると思われる。和音の学習に関しては，低学年で音程や主要三和音の知識を獲得し，中学年では和音記号を学び，高学年では主要三和音による和声付けの技能やカデンツの知識を獲得することがめざされる。扱う形式モデルに関しても，低学年のリート形式から中学年のロンド形式，変奏曲，そして高学年のソナタ形式，協奏曲へと発展している。音楽の意識的（集中的）聴取によって音楽的構造を知覚し，それに基づいて音楽の表現と作用を詳細に説明したり，音楽の意味内容を理解したりする能力は全ての学年を通じて発展的に育成される。

領域Ⅲ（音楽を省察する）の主な内容は，異なる時代やコンテキストにおいて音楽を省察・考察し，自立的に音楽と接する能力を育成することである。このことに関連して，自分の経験を中心に据えてさまざまなコンテキストにおける音楽の意味について省察する能力の獲得がめざされる（表3）。先述した2つの領域は学年が進むにつれて内容が発展・統合されるのに対

し，領域Ⅲは高学年になるにしたがって内容が増加し，学問的考察の程度が高くなる特徴がみてとれる。各時代の音楽がそれぞれどのような社会的・文化的意義を有していたのか，現代ではそれがどのように変化したのか，あるいは変化していない普遍的な点があるのか，そして，自分にとって音楽が果たす役割や機能はどのようなものなのかを考察する。歴史的，社会学的，哲学的要素を含んでおり，大学入学資格試験（アビトゥーア）に関連するギムナジウム上級段階における学習の下地を作るための重要な領域といえる⁷⁾。

4. ギムナジウムの音楽科学校カリキュラム

このようにBW州ギムナジウムの音楽科学習指導要領は，コンピテンシー・モデルに基づく到達目標提示型として位置づけることができる。ここに示されている内容は，カリキュラムのコアとなる部分であり，その枝葉は個別の学校の状況が反映され，一定水準の学力を保証することが望まれる。というのは，本来の学習指導要領の果たす役割は，教授すべき内容を指針として提示するものであったが，そこにコンピテンシーの概念が強調されると，指針の視点は教授内容や知識の視点から生徒の学習成果や能力の視点へと移行

表2 領域Ⅱ（音楽を聴取し，理解する）の内容

第6学年まで	第8学年まで	第10学年まで
○記譜法と楽譜を扱う基礎知識・技能を獲得している ・拍子 (2/4, 3/4, 4/4) 音符と休符 (全, 2分, 4分, 8分) ・音域 (C3~C6)	○記譜法と楽譜を扱う知識・技能を広げている ・音符と休符 (16分) ・3連符とシンコペーション ・音域 (C2~C6)	○これまでに獲得した記譜法と楽譜を扱う知識・技能を確かなものにし，音楽作品の演奏，聴取，説明に利用している
○強弱・速度・アーティキュレーションの基礎的記号を知り，演奏と聴取に利用している	○強弱・速度・アーティキュレーションの記号を知り，演奏と聴取に利用している	
○重要な音楽の形成手段に関する基礎知識を獲得している ・拍，拍子，リズムの知識 ・音程 (完全，長2，短2，長3，短3) の知識 ・長調，短調の知識 ・主要三和音，和声の説明 ・形式の原理 (反復，変化，対比，動機，継続) 形式モデル (リート形式)	○重要な音楽の形成手段に関する知識をさらに獲得している ・さらなる音程の知識 ・ペンタトニック，ブルース音階の知識 ・和音記号 ・形式モデル (ロンド，変奏)	○重要な音楽の形成手段に関する知識を深めている ・半音階と全音階の知識 ・主要三和音の和声づけ，カデンツ，調性構造 ・形式の原理と形式モデル (ソナタ，協奏曲)
○音楽の意識的聴取，説明，理解に関する基礎的能力を獲得している ・簡単なリズムとフレーズの記譜 ・集中的聴取 ・音楽的出来事の説明 ・基準 (構成要素，楽器，編成，タイトルや標題) にしたがった音楽の説明 ・音楽の流れの説明 ・音楽の意味内容と作曲家の意図のあとづけ	○これまでに獲得した音楽の意識的聴取，説明，理解に関する能力を広げている ・複雑なリズムとフレーズの記譜 ・長い作品の集中的聴取 ・音楽の表現と作用，構成要素の説明 ・基準 (構成要素，楽器，編成，標題，様式，ジャンル) にしたがった音楽の説明 ・音楽の流れの説明と専門概念を用いた整理 ・音楽の意味内容理解と作曲家の意図の取り組み	○これまでに獲得した音楽の意識的聴取，説明，理解に関する能力を確かなものにする ・複雑な作品の表現と作用，構成要素の説明 ・基準 (構成要素，楽器，編成，標題，様式，ジャンル，時代) にしたがった音楽の説明 ・音楽の流れの把握と専門概念を用いた説明 ・自分の解釈の発展

(Baden-Württemberg 2004, S.273-278を基に筆者作成)

表3 領域Ⅲ（音楽を省察する）の内容

第6学年まで	第8学年まで	第10学年まで
○さまざまな歴史や同時代の音楽作品について伝記的観点と発生史の観点から解説することができる	○重要な音楽のジャンル（リート、オペラ、ジャズ、ロック、ポップ）の基礎知識を獲得しており、音楽作品を伝記的観点、発生史の観点、ジャンル特有の観点から解説することができる	○音楽作品を伝記的観点、発生史の観点、時代特有の観点、ジャンル特有の観点から解説することができる ・バロック時代、古典派、ロマン派の時代の基礎知識 ・オラトリオ、交響曲、協奏曲の基礎知識 ・20～21世紀の音楽現象、様式、傾向 ・非ヨーロッパ圏の音楽文化
	○音楽のさまざまな利用法を知り、特徴を説明することができ、ある特定の目的のために音楽を利用することができる	○音楽のさまざまな利用法を知り、音楽がある特定の目的のために利用されるという特徴を説明できる
○異なったコンテキストの音楽を知る	○異なったコンテキストの音楽に取り組むことができる	○自分の生活、および我々の文化にとっての音楽の意味を考察することができ、自分の経験を社会的・主観的に重要なコンテキストの中で省察することができる

(Baden-Württemberg 2004, S.273-278を基に筆者作成)

した。このことが教育内容にしばりをかけることになり、学校の特徴を生かすことができなかつたり、特別な状況によって教育活動に不利益を被る可能性が生じては本末転倒である。したがって、本稿で扱ったBW州ギムナジウムの学習指導要領も各学校によって適宜アレンジされ、学校カリキュラムとして実際の教育活動に反映される形となる。

ここでは、BW州ギムナジウムの学校カリキュラムの事例として、ゲシュヴィスター・ショル・ギムナジウム (Geschwister-Scholl-Gymnasium 2009) をとり上げ、州の学習指導要領と学校カリキュラムを領域ごとに比較し、内容の差異を明らかにする。2つの学年ごとに記述されている学習指導要領の内容が学校カリキュラムにおいてどのように学年ごとに整理・配置されるのかは興味深い。

(1) 領域Ⅰ：音楽を形成する

第5学年では次のことが認められる。まず、暗譜で歌う曲のレパートリーが「最低3曲」と指定されている。2声部の歌は具体的に「カノン」と指定されている。この学年では、音楽を動きのみに転換することが求められ、動き以外の表現領域への転換はまだ行われない。学校独自のカリキュラムとして、「声の教育」、「音楽と動き」、および「音楽の表現と形成」が重点に設定される。音楽劇プロジェクトの準備と実施が行われる。また、トニカ・ド法とリズム言語が導入される。

第6学年では次のことが認められる。まず、第5学年と同様に、暗譜で歌う曲のレパートリーが「最低3曲」と指定されている。音楽を動きに転換する学習内容については、動きの流れが「ダンスや踊りの形態」と具体化されている。この学年から、動き以外の表現領域への転換が行われる。学校独自のカリキュラムとして、「声の教育」、「音楽と動き」、「音楽の表現と形成」、

および「クラス合奏」が重点に設定される。また、トニカ・ド法とリズム言語を使った活動が行われる。ドイツ語科と造形芸術科との共同で音楽劇プロジェクトが実施される。

第7学年は、学習指導要領と同内容である。学校独自のカリキュラムとして、「ポップ音楽、流行の歌やダンス」、「舞台のための音作り」、および「日常生活における音楽」から重点を設定する。

第8学年では、第7学年において変声期の声の扱いに関して表記されていたものが、「自分の声域に合わせて声を適切に使っている」に変化している。学校独自のカリキュラムとして、「ジャズ音楽の特徴と発展」および「オペラ、ミュージカル、音楽劇」から重点を設定する。

第9学年は、学習指導要領と同内容である。学校独自のカリキュラムとして、「ミュージカル」、「標題音楽」、および「ポップ音楽とロック音楽の発展的学習」から重点を設定する。

第10学年も、学習指導要領と同内容である。学校独自のカリキュラムとして、「映画音楽」、「オルフ：カルミナ・ブラーナ」、および「教科を越えた授業」から重点を設定する。

(2) 領域Ⅱ：音楽を聴取し、理解する

第5学年では、次のことが認められる。記譜法や楽譜の学習で扱われる音符は、学習指導要領では8分音符までであったが、ここでは16分音符までを扱うように拡大されている。音程に関しては、「協和音程と不協和音程の対比に関する知識」が付加されている。扱われる音階に関しては長調と短調で変わりがないが、「調号2つまで」と明示されている。形式の原理に「緊張と弛緩」が新たに加えられている。音楽の構成要素や楽器などの基準にしたがって音楽を説明すること、

および音楽の意味内容と作曲家の意図をあとづけることはこの学年ではまだ行われぬ。学校独自のカリキュラムとして、音楽理論の学習の一環でコンピュータを用いた記譜プログラムの導入がオプションに含まれている。

第6学年では、次のことが認められる。まず、扱われる拍子に6/8拍子も加えられている。音楽記号に関しては、強弱・速度・アーティキュレーションに加えて「フレージング」の基礎的記号も扱うことが示されている。扱われる長調と短調の音階に関しては「調号3つまで」に増えている。また、並行調と同主調、音階の派生に関する知識が加えられている。音楽形式に関しては、バロック時代の器楽組曲の形式の知識、およびポリフォニーとホモフォニーの構造の識別が加えられている。学校独自のカリキュラムとして、第5学年と同様に音楽理論の学習の一環でコンピュータを用いた記譜プログラムの導入がオプションに含まれている。

第7学で認められることは、扱う形式モデルが変奏とロンド形式のみならずメヌエットも含まれていることである。

第8学年では、次のことが認められる。記譜法や楽譜を扱う知識・技能に変化するリズムと拍子が含まれている。音階の秩序に関する幅広い知識として、具体的にカデンツ、旋法和声法、自由な和声法が示されている。また、移調楽器に関する知識と合奏の際に旋律を移調する能力が求められている。扱う形式モデルには、ソナタ形式、ソナタ・ロンド形式、舞曲形式、リート形式、キャラクター・ピースが明示されている。

第9学年と第10学年では、次のことが認められる。まず、ホモフォニーとポリフォニーの作曲技法に精通していることが第10学年で要求される。音階の秩序に関する知識として、学習指導要領では半音階と全音階の知識が要求されているが、どちらの学年でも具体化されていない。和声に関する事項（主要三和音、TDSカデンツの概念等）は第10学年で要求されている。扱う形式モデルは、第9学年では協奏曲の楽章が選択され、第10学年では協奏曲の楽章が選択されている。

これらをまとめたものが表4である。

(3) 領域Ⅲ：音楽を省察する

第5学年から第6学年にかけては、次のような段階的要求が認められる。まず、第5学年では学習指導要領とは異なり、生徒の周囲における音楽の意義や、音楽が奏される場所、音楽が習得できる場所を意識することが記されているが、第6学年では学習指導要領に準じて、音楽作品を伝記的観点、歴史（現代史）的観点、発生史の観点から説明することが求められている。また、両学年とも2つの異なる時代における代表的作品と作曲家像の知識を獲得することが明記されている。

第7学年から第8学年にかけては、学習指導要領に示されている扱うべき重要なジャンルや様式が次のように配分されている。第7学年では、リート、オペラ、ポップが、第8学年では、さらにジャズとロックが記されている。ここでは、単に各ジャンルの基礎知識を獲得するのみならず、獲得した知識を用いて音楽作品の解説を行う能力をも獲得することが求められている。

表4 学校カリキュラムにおける領域Ⅱに関する内容配置

	第5学年	第6学年	第7学年	第8学年	第9学年	第10学年
拍子	2/4, 3/4, 4/4	6/8		変化する拍子		
音符（休符）	全, 2分, 4分, 8分, 16分		三連符 シンコペーション	変化するリズム		
記号	強弱, 速度, アーティキュレーション	フレージング				
音程	協和音程と不協和音程					
音階・和声	長調と短調（調号2つ）	長調と短調（調号3つ） 並行調と同主調、音階の派生	ペンタトニック、ブルース音階	カデンツ、旋法和声法、自由な和声法		主要三和音 TDSの概念
形式の原理	緊張と弛緩、反復、変奏、対比、動機					
形式モデル		リート形式 バロックの器楽組曲 ポリフォニーとホモフォニー	変奏、ロンド、メヌエット	ソナタ形式、ソナタ・ロンド形式、舞曲形式、リート形式、キャラクター・ピース	ソナタの楽章	協奏曲の楽章 ポリフォニーとホモフォニーの作曲技法
その他				移調楽器		

(Geschwester-Scholl-Gymnasium (2009) を基に筆者作成。当該学年までに知識・能力を獲得すべき内容を表している。斜体は学習指導要領には記載されていない事項を示す。)

第9学年から第10学年にかけては、次のような配置が認められる。第9学年において学習指導要領と同様に、バロック、古典派、ロマン派の各時代の基礎知識の獲得が求められているが、第10学年では時代の観点は記載されなくなる。ジャンルに関しても、第9学年において学習指導要領と同様に、オラトリオ、交響曲、協奏曲に関する基礎知識の獲得が求められているが、第10学年ではジャンルの観点は減少し、交響曲のみがとり上げられている。また、非ヨーロッパ圏の音楽文化に関する知識は要求されていない。

5. おわりに

BW州ギムナジウムの学校カリキュラムを学習指導要領と比較すると、次の点の特徴として明らかとなった。第1に、中核的な学力水準が細分化され学校の独自色が発揮されている。領域Ⅰでは歌のレパートリー数を具体的に示したり、歌唱曲や動きの形態をそれぞれ「カノン」、「ダンスや踊り」と明確化している。領域Ⅱでは、調号の数を明確にすることによって扱われる音階の調を限定したり、形式モデルを詳細に示している。第2に、各学年で重点テーマが設定される。このことによって、スタンダードで示されたコンピテンシーがどのような授業内容に収束していくのかが明らかとなる。この重点テーマは音楽科教員と専門家との協議によって決定される。第3に、学年の連続性が考慮されている。領域Ⅰにおいて動きへの転換と動き以外の表現領域への転換を連続させたり(第5・6学年)、領域Ⅲにおいて扱われるジャンル(リート、オペラ、ポップ、ジャズ、ロック)を段階的に提示したり(第7・8学年)といった配慮がみられる。第4に、学習指導要領にはみられない学校独自の到達基準が加えられている。領域Ⅱでは、協和音程と不協和音程の知識、並行調や同主調などの近親調、移調、変化するリズム、コンピュータを用いた記譜などが独自の基準として認められる。

学校カリキュラムには、学習指導要領で規定された大まかな到達基準を学校の実情と教員の教育観に基づき各学年にどのように再配置するのが示されている。本稿でとり上げた事例からは、大枠は学習指導要領に則りながらも、内容の細分化および補足・発展の点において独自性がみられた。学校カリキュラムは、学校がどのように授業を形成しようとしているのか、そして学習指導要領に提示された基準を満たしているのかを、生徒、保護者、および学校外の者がうかがい知るための資料としても位置づくものといえる。

【注】

- 1) KMK(常設文部大臣会議)は2002年5月に特定の教科について連邦全体共通の教育スタンダードを作成することを決議し、2003~2004年にかけて基礎学校のドイツ語、数学、基幹学校のドイツ語、数学、第1外国語、中級学校のドイツ語、数学、第1外国語、生物、化学、物理の各教育スタンダードが公表された。また、2007年にはギムナジウム上級段階の主要教科の教育スタンダードの開発が行われた。このように、スタンダードの作成はドイツ語、数学、自然科学などの主要教科に限定されている。
- 2) 教育スタンダードに示された学習内容の到達度を、州比較全国統一試験によって検証し、その結果を各学校にフィードバックして学校や授業の質的改善に役立てるような、教育モニタリング・システムが構築されている。原田(2008)、坂野(2007)を参照のこと。
- 3) 伊藤(2007) pp.25-26を参照のこと。
- 4) 教育スタンダードをモデルとしているため「音楽の教育スタンダード(Bildungsstandards für Musik)」という名称になっている。
- 5) 児童生徒が卒業までにどのようなコンピテンシーを獲得し発展させなければならないのかをスタンダード(Standards)が説明している。
- 6) PISAがリテラシーとして位置づける、生徒が実社会で生活していくのに必要とされる応用的な知識・技能である。
- 7) アビトゥーア試験における音楽の内容、およびギムナジウム上級段階における音楽科教育の特色については伊藤(2008, 2010)を参照のこと。

【引用文献】

- Baden-Württemberg, Ministerium für Kultus, Jugend und Sport (2004) *Bildungsplan 2004, Allgemein bildendes Gymnasium (Bildungsstandards für Musik)*.
- Bähr, J. (2004) Standards — Voraussetzungen und Ziele. In: *Musik und Bildung*, 36. (95.) Jahrgang, Heft 4, S.56f.
- Geschwister-Scholl-Gymnasium (2009) *Schulcurriculum des Faches Musik für die Klassenstufen 5-10*. <<http://www.geschwister-scholl-gymnasium.de/fileadmin/content/downloads/unterricht/curriculum/Musik-2009.pdf>>, zuletzt geprüft am 21.9.2010.

- Grohé, M. (2004) Vergleichbarkeit – Chance oder Gefahr. In: *Musik und Bildung*, 36. (95.) Jahrgang, Heft 4, S.63.
- 原田信之 (2008) 「ドイツはPISAの問題にどのように取り組んでいるか」日本教育方法学会編『現代カリキュラム研究と教育方法学—新学習指導要領・PISA型学力を問う—』図書文化社, pp.84-97.
- 伊藤真 (2007) 「ドイツの音楽科教育における能力形成に関する研究—教育的基盤としての『能力』(Kompetenz)に焦点をあてて—」『比較教育学研究』第34号, pp.23-43.
- 伊藤真 (2008) 「ドイツのギムナジウム上級段階における音楽科教育—アビトゥーア試験の音楽理論的内容の検討—」『就実論叢』第37号, 其の二 (社会編), pp.29-43.
- 伊藤真 (2010) 「ドイツのギムナジウム上級段階における音楽科教育 (2) —到達目標に示される学力を中心に—」『就実論叢』第39号, pp.179-189.
- Knigge, J. & Lehmann-Wermser, A. (2008) Bildungsstandards für das Fach Musik – Eine Zwischenbilanz. In: *Zeitschrift für Kritische Musikpädagogik, Sonderedition 2*, S.60-98. <<http://www.zfkm.org/sonder2008.html>>, zuletzt geprüft am 28.6.2010.
- 坂野慎二 (2007) 「ドイツにおける学力保証政策」大桃敏行・上杉孝實・井ノ口淳三・植田健男 (編)『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房, pp.40-55.
- Urban, U. (2004) Standards – vom Input zum Output. In: *Musik und Bildung*, 36. (95.) Jahrgang, Heft 4, S.61f.